

事務所通信

発行者 〒277-0831

千葉県柏市根戸 282-1 ライフズマンション北柏第 2-107

小田社会保険労務士事務所 社会保険労務士 小田一哉

Tel:04-7140-9750 Fax:04-7140-9755

E-mail:k-oda@estate.ocn.ne.jp

URL http://ameblo.jp/oda-sr/

今月の一言（管理監督者の残業）

管理監督者の残業について、私も顧問先から相談を受けることもあるし、知り合いの社労士も相談を受けることが多いと言っています。事業主としては、「残業を少なくして人件費を抑えたい、でもマクドナルドの問題がきっかけで見直さないといいけない」、こんな悩みを抱えています。

この問題、事業主の考えと管理職の考え及び行政の考えにギャップがあるから、相談を受けたときも、答えがとても難しいのです。

事業主は「残業を少なくして人件費を抑えたい」、
管理職は「役職手当以上に残業して仕事をしているから、それ相応の残業手当は支給してもらいたい」
行政は「管理監督者は実態で判断する。実態が従業員と変わらなければ、残業手当を払うべき」

これでは“テクニカル”な対応はできるわけありません。経営者と管理職の損得で考えるのではなく、行政の考え方を基準にして、「会社の基準や考え方」を確立していく方法しかないと思います。

しかし、事務所通信でも解説しましたが、裁量労働制という制度がありますので、これを活用することも考えてもよいと思います。

労働基準法上の管理監督者とは

行政通達を見ると、次のようになっています

「一般的には部長、工場長等労働条件の決定その他労務管理について経営者と一体的な立場にある者の意味であるが、名称にとらわれず、実態に即して判断すべきものである」とし、

「労働時間、休憩、休日等に関する規制の枠を超えて活動することが要請されざるを得ない、重要な職務と責任を有し、現実の勤務態様も、労働時間等の規制になじまないような立場にある者に限って、管理監督者として労働基準法41条の適用の除外が認められる」

裁判の判例による基準をまとめると、次のようになります

経営者との一体性

経営者に近い権限を持っていること

労働時間についての自由裁量

勤務時間について会社からの拘束を受けないこと

地位相応の処遇（賃金水準）

従業員に比べて高い賃金を受けていること

残業を見直す合法的な対応

労働基準法には『裁量労働制』という制度があります。この制度では、労働時間のみなし制が認められていますので、残業の発生を回避することができます。

『裁量労働制』には次の2つの制度があります

専門業務型裁量労働制

企画業務型裁量労働制

制度の名称ですが、なかなか聞きなれない言葉で、わかりにくいかもしれません。

例えば、決められた業務を行う社員が、1日11時間（残業3時間）働いたとします。でもあらかじめ労使協定等で「1日9時間勤務」と決めてしまえば、残業3時間分の手当を支払う必要のない制度だということです。

ただし、手当として一定額の支給は必要にはなりません。

それでは、法律で決められている業務とは何か？ 法律用語ではなく、わかりやすく記します

専門業務型裁量労働制の場合

- 1) 研究開発部門等の技術者の業務
- 2) システム設計の業務
- 3) 出版等の編集の業務
- 4) 衣服や広告等のデザインの業務
- 5) ソフトウェア制作の業務 など

他にも対象業務はあります。詳しくは小田社会保険労務士事務所までお問い合わせください。

企画業務型裁量労働制の場合

- 1) 企業全体の事業戦略策定の業務

キーワードとして企画・立案・調査・分析の業務

例えば、本社人事部門にて、人事制度構築の業務などが該当するでしょう。

明確に定まっていないため、業務それぞれで判断していく必要があります

両方の裁量労働制とも、一定の手続きが必要になります

手続きについて

過半数組合または労働者代表と労使協定等を結び、労働基準監督署に届出ること

その他大切なこととして次の措置を講ずる必要があります

裁量労働制の対象者に、業務を行うにあたって、具体的な指示を与えないこと。あくまでも対象者の裁量に任せること。

残業手当が一定額になるので、長時間労働が常態化することがあるため、健康・福祉を確保する措置を講ずること

具体的には、長時間労働が続けば休暇を与えたり、健康状態によっては健康診断を実施したり、産業医の面接指導を受けさせたりすること

裁量労働制は、対象者選定や導入手続き、導入後の運用に手間どる制度です。そして労働基準法の適用も受けません。制度を導入したい、制度の詳細を知りたい場合は、小田社会保険労務士事務所までお問い合わせください。